

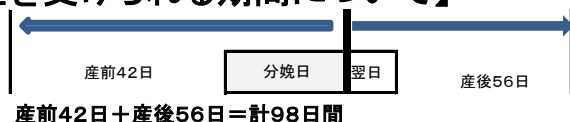
## 出産手当金の制度

健康保険加入中の本人(任意継続を除く)が出産のため産前42日間(双子以上は98日、出産日が予定日より遅れた時はその日数を含む)産後56日間休んで給与が受けられないとき、標準報酬日額【※】の2/3が支給されます。なお、妊娠85日以上(12週以上)であれば、死産・流産等でも対象になります。

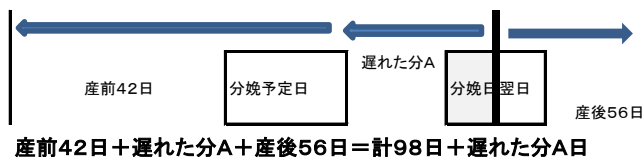
【※】標準報酬日額＝支給開始月を含む直近12か月の各月の標準報酬月額平均額の30分の1(被保険者期間が1年間に満たない人は、当該者の被保険者期間における標準報酬日額の平均か、当組合の全被保険者の前年度9月末の標準報酬日額のいずれか低い額)

### 【出産手当金を受けられる期間について】

(例1)



(例2)



### 【出産手当金が支給調整・支給停止される場合】

出産手当金請求期間に事業主から報酬(有給休暇・交通費等)を受けているとき出産手当金は支給されません。但し、報酬の日額が出産手当金日額より低い時はその差額が支給されます。

## 退職後の出産手当金について

退職日に出産手当金を受けれる人(又は給与の支払いが無ければ受給できる状態にあった人)が退職したあとも出産手当金の請求期間(産前42日産後56日)がある場合、期間満了日まで請求できます。

### 【退職後、出産手当金を受ける条件について】

被保険者の資格を失う(退職、P契約区分変更)前に引き続き1年以上(任意継続期間は除く)被保険者であった人。

### 【請求時効】

請求日単位で2年

## 記入上の注意事項

【Ⅰ 請求者が記入するところ】 ※ボールペンで記入して下さい。(※消せるボールペンは不可)

⑤自署した場合は押印不要です。但し訂正㊟を押す場合は必ず請求㊟が必要です。

(※ 請求㊟と訂正㊟は同じ印鑑で押印してください。)

⑪分娩予定年月日は医師から聞いた日付を記入してください。

(※分娩予定年月日が途中で変更になった場合は、医師の認めた分娩予定日を記入して下さい。)

【Ⅱ 事業主が証明するところ】

①退職(資格喪失)後の期間にかかる請求であるときは、証明は必要ありません。

⑤証明した日、担当㊟を必ず記入してください。

【Ⅲ 医師又は助産師の意見】

④医療機関の名称・所在地はゴム㊟を医師等の㊟は認印を押して下さい。

## 出産手当金の振込口座

業務の効率化のため、事業主より給与口座の情報をいただいております。その給与口座に出産手当金の振込をしています。

振込日は、15日、月末(祝日、土日に当る場合は前営業日振込)

### 【請求書提出の流れ】

注 産後56日を過ぎてから請求してください。

被保険者(本人) → 各社人事又は社会保険担当、店舗の事務担当 → 健康保険組合

問合せ先

〒102-8450 東京都千代田区二番町8-8

<http://www.7andi-kenpo.or.jp>

電話 03-6238-2858 Fax03-5215-8656

セブン&アイ・ホールディングス健康保険組合